

2022（令和4）年度 史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会会議録

日時 2022（令和4）年8月2日（火）13時30分から14時40分まで

場所 伊賀市 府中地区市民センター 会議室

出席者 （指導委員会委員）高瀬委員 寺崎委員 小澤委員 穂積委員 上出委員 田中委員
（オブザーバー・三重県教育委員会）水谷技師
（事務局・伊賀市教育委員会）笠井課長 福島主幹兼係長 福田主任 眞名井主任

1. 開会の挨拶

笠井課長 挨拶

委員の出席確認全員出席により会議の成立を確認した

会長・副会長の確認（会長：高瀬委員・副会長：寺崎委員）

2. 報告事項

（1）保存整備事業進捗状況について

《事務局説明の概要》

○令和3年度事業

①水道管の埋設及び散水栓の設置

②側溝及び集水桝の設置

③階段設置

④コンクリート・敷砂利敷設

⑤スロープ部分の手すり設置

⑥法面・側溝周辺の張り芝（張り芝は施工部分の養生のため先行して実施した。）

⑦公有地化事業は、令和2年度より史跡地の北端、保存整備事業地より北西側の箇所を実施した。

今年度もその周辺の公有地化を実施する予定。

【現地確認での意見】

《委員》西側排水桝周辺の雨水の流れによって流路状の筋などがみられる部分がある。水の集まる部分であるので工事の中で補強が必要と考える。

《委員》排水計画としては中心部分が高くなっていて東西に水が集まると。その水を東西の溝で受けるということで良いか。

《事務局》その通りである。

《委員》近年の雨の降り方は変わってきた。溢れないか心配である。

《委員》側溝と南法面との距離が短い。雨水の調整は芝草に拠るしかない。今後の状況で、良くないようであれば調整が必要になる。

○令和4年度事業

①保存整備区域の張り芝

⇒ 資料の平面図で施工予定の範囲を説明した。

②前庭部分への緑化ブロックの設置

⇒ 指導委員会の決定事項に従い、前庭において幅の広い十字状となるように敷設する。
また、緑化ブロック舗装の縁には、縁切りの見切材を施工する。

③史跡標柱の建設

- ⇒ 史跡標柱原寸大の模造紙に文字を印刷して現地にて確認
会議で了承を得た内容は、①高さは地面より 190 cm。②文字の大きさは『史跡』は 18 cm角、『伊賀国庁跡』は 22 cm角のものを使用する。③裏面は、史跡指定日である『平成 21 年 7 月 23 日指定』の文言と、設置日を採用する予定。④字体は、教科書体を採用。⑤史跡標識裏面の年は、設計書どおりの元号を用いる。

【現地確認での意見】

《委員》：「史跡」の文字フォントを下げる。（小さくする）

「伊賀国庁跡」は、字間を詰めて位置を上げる。文字フォントを上げる。

- ・書体は太教科書体とする。

《事務局》：史跡標識の修正箇所については、施工前には委員に確認する。12 月頃に指導委員会を開催いたしたい。

④多目的広場への敷砂利

- ⇒ 上記施工を実施した上で、予算の残余で施工を予定する。

⑤保存整備事業地における表土鋤取り工事

- ⇒ 保存整備事業では、事業対象範囲に盛土造成する設計となっている。盛土用の土砂は、三重県より浚渫により生じた河川砂を無償提供いただいた。しかし、雑草種子が購入砂よりも多く入っているためか、雑草（クローバー中心）が繁茂しているという現状にある。地元の協力を得て雑草の除草をしているが、根本的な解決に至っていない。そこで、造成部分の表土を鋤取り、購入砂の敷き均しをして雑草が繁茂する状況を改善することを計画した。この施工については、市の単費事業として進めることにしている。

【質疑応答】

《委員》表土を鋤取り、購入砂を敷き均す工事を単年度で全面に行い、芝張りを複数年度で実施するとなると、鋤取り敷き均しの後、芝張りされない箇所は、時間が経って草が繁茂する恐れはないのか。

《事務局》芝張りに合わせて表土を鋤取り、購入砂敷き均しの施工を実施すべきであるが、予算の関係でから芝張りを単年度で完了できない。一方で、市単費で実施する鋤取り、購入砂敷き均しは複数年度の経費を確保することが難しい状況にある。

《委員》次年度に張芝施工の予定箇所に草が繁茂した場合はどうするのか。

《事務局》史跡地は、地元で年 4 回除草を依頼している。保存整備区域は、地面が平らであるので、低く除草するよう依頼している。なお、本年 4 月、地元外山区へは整備完成後の維持管理も含めて除草作業の依頼をした。

《委員》クローバーが生えているということだが植えたのか。クローバーは湿気の多いところに生えるので保存整備区域が湿気のある状態であることを意味するが、完成後、遠足などで訪れた子どもたちが利用する際、懸念される。

《事務局》クローバーは植えていない。周辺の田畑の畦畔にもクローバーがあるので、それが広がっているのではないかと考えている。

3. 協議事項（来年度保存整備事業内容について）

（1）掘立柱建物柱復元の検討について

- ・前回の指導委員会の決定を受けて、実施設計のコンクリート擬木の仕様（直径及び高さ）を変更した。

再設計にかかり施工業者に確認したところ、擬木本体だけでなく擬木の基礎も変更する必

要があるとの指摘を受けたこと（小さい擬木の場合転倒防止のためしっかりとした基礎が必要となる）柱径をセンチメートル単位の仕様とした場合、既製品ではなく特注品となること、擬木の寸法が多種になるほど型枠が必要となることから、全体としてコスト高となる。

なお、擬木柱の変更に伴い、柱と柱との間に見切り石の境界縁石を敷設し、柱列及び建物を表現した。

【質疑応答】

《委員》：変更案では型は何本になったか。その型は1本につき何回も使うというか。

《事務局》：7本（種類）である。同じサイズの柱を14本使用するのであれば、同じ型を14回使用して擬木を製作する。擬木の施工方法は、筒状の擬木柱の型枠の中に、鉄筋を網状に入れてコンクリートで巻くようなイメージとのこと。なお、境界縁石は幅12cmのものを使用する。

《委員》：資料の見積書は、現時点でのものということでしょうか。

《事務局》：見積りを作成した業者によると、有効期限は短く設定したい意向である。コンクリート擬木を製作できる職人は、全国でも数えるほどで、その点でも早く工事したほうが良いとのことであった。

《委員》：この金額であれば随意契約か。

《事務局》：工事の規模から一般入札の案件と考えている。ただし、施工可能な業者数が少ないことから、参加業者数は限られる可能性があると感じている。

《委員》：一般入札でもコストダウンは望めないということか。コンクリート基礎はこの大きさのものが必要か。

《事務局》：施工業者からは必要とのことであったが、実際の施工時には、施工監理業者と調整し精査をしたい。

【現地確認での意見】

《委員》：見積書の内容は、数量の調整など、精査をお願いしたい。

《事務局》：承りました。

4. 閉会の挨拶

会長・課長

14時40分終了